

事 務 連 絡

平成 28 年 10 月 14 日

各都道府県市町村税担当課
東京都主税局固定資産税課

御中

総務省自治税務局固定資産税課

地方税法に基づく市町村長への通知の電子データに含まれる外字について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条及び第 422 条の 3 の規定に基づく登記所と市町村長との通知については、別紙平成 18 年 3 月 31 日付け総税固第 23 号総務省自治税務局固定資産税課長通知に基づき、電子データを格納した媒体を受け渡す方法での通知（以下「電子通知」という。）が、法務局との協議が調った市町村から順次実施されているところです。

この電子通知による場合であっても、外字については電子データ上で表示されないことから、別途、登記所において、字形を紙媒体で確認するための市町村通知書を出力するなどの対応を取る必要があったところですが、今般、電子通知における外字について、別添平成 28 年 10 月 14 日付け法務省民事局民事第二課補佐官名事務連絡のとおり法務省から法務局民事行政部及び地方法務局に通知されておりますので、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨をご連絡願います。

事務連絡

平成28年10月14日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿

地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

法務省民事局民事第二課 沼田補佐官

地方税法に基づく市町村長への通知の電子データに含まれる外字について

地方税法（昭和25年法律第226号）第382条及び第422条の3の規定に基づく登記所と市町村長との通知については、平成18年3月31日付け法務省民二第740号民事局民事第二課長通知及び同日付け民事局民事第二課補佐官事務連絡に基づき、電子データを格納した媒体を受け渡す方法での通知（以下「電子通知」という。）が、法務局との協議が調った市町村から順次実施されているところです。

この電子通知による場合であっても、外字については電子データ上で表示されないことから、別途、登記所において、字形を確認するために紙媒体の市町村通知書を出力する等の対応を取る必要があったところ、今般、電子通知における外字について、文字コードを示した英数字の表記に置き換えるとともに、外字の字形を表現したビットマップ画像を添付する機能追加を内容とする登記情報システムのプログラムの変更が、本年10月31日から適用開始となります（機能追加の詳細については、本日付け当局総務課登記情報センター室法務専門官事務連絡を参照。）。

当該機能追加により、電子通知における外字について、電子データ上で字形を確認することが可能となりますので、その旨、貴管下登記所職員への周知方お取り計らい願います。

なお、各市町村に対しては、総務省自治税務局固定資産税課から各都道府

県を通じて連絡される予定ですので、申し添えます。

おって、地方税法の規定に基づく登記所と市町村長との通知については、平成32年度に予定されている登記情報システムの更改に合わせて、オンラインによる提供を可能とする仕組みの構築を検討しているところですが、各局においては、こうした状況も踏まえて、電子通知の推進に向けた市町村との協議を積極的に行われますようお願いいたします。